政治活動用文書図画の掲示制限

◎*公職選挙法の規定により政治活動用文書図画の掲示について、以下のとおり制限があります。*

**個人の政治活動用ポスターについて**

**ア　個人の政治活動用ポスターとは**

　　ここでいう個人の政治活動用ポスターとは、公職の候補者または公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含みます。）の政治活動のために使用されるポスターで、当該公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示するポスターを意味します。

**イ　掲示の制限：任期満了日の6ヶ月前から掲示することができません**

**政党等の政治活動用ポスターについて**

**ア　政党等の政治活動用ポスターとは**

　　政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターであり、常時掲示できることとなっていますが、氏名または氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、掲示制限の対象となります。

**イ　掲示の制限:公示日（告示日）の翌日から選挙期日まで掲示することができません。**

**政治活動用ポスター掲示上の留意点**

　以下のとおり問題となる実例をまとめましたので、政治活動用ポスターの掲示の際は、十分ご留意ください。

**ア　公職選挙法に抵触する例**

* 任期満了日6ヶ月前を過ぎても貼ってある個人の政治活動用ポスター
* 選挙の公示日（告示日）を過ぎても貼ってある政党等の政治活動用ポスター（ただし、当該選挙の候補者となった者の氏名が表示されているもの）

**※注釈:これらは撤去勧告、撤去命令、罰則の適用等の対象となります。**

**イ　事前運動に当たる恐れがある例**

* 同じ場所に同じポスターを何枚も貼ってあること
* 演説会等の期日を過ぎても貼ったままにされているポスター
* 任期満了日6ヶ月前を過ぎても貼ってある政党等の政治活動用ポスターにおいて、弁士として記載された当該選挙区の公職の候補者等の紹介面積が、純然たる政党の記載面積を超えているもの（政党の代表者を除く）

**※注釈:これらは状況により、事前運動として取締機関による取締りの対象になります。**

**ウ　建築物等の所有者・管理者の許可なくポスターが貼られている例**

　　私人が所有するまたは管理する建築物にポスターを貼る場合には、所有者または管理者の許可が必要になります。許可なくポスターを貼ることは私法上の不法行為に当たる可能性があります。（許可なく貼られたポスターは所有者又は管理者が撤去することができます。）

　　　また、公の施設や公道等に政治活動用ポスターを掲示することはできません。

**のぼり・たすきの使用制限**

　選挙が行われていない平常時に街頭や駅頭において、公職の候補者等の氏名を表示した「のぼり」「たすき」の使用については、公職選挙法第143条第16項に抵触し、法令違反となる場合があります。公職の候補者等が、個人の政治活動に際して、氏名が表示されたものを掲示できるのは、事務所において掲示する立札・看板の類（選挙管理委員会の定める証票を貼付したもの）、政治活動用ポスター（裏打ちは不可）、演説会等の会場において当該演説会等の開催中に使用するものに限られています。法令に違反した場合、罰則（公職選挙法第243条）が適用される可能性があります。

**関係法令**

（文書図画の掲示）
法第143条第16項（抜粋）
　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「**公職の候補者等**」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）第1項に規定する後援団体（以下この項において「**後援団体**」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。
　一　**立札及び看板の類**で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体　　　のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体　　　が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの。
　二　**ポスター**で、当該ポスターを掲示するためのベニヤ版、プラスチック板その他これらに類推す　　るものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のため　　に使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために　　掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区　　がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

（選挙運動に関する各種制限違反、その一）
法第243条
　次の各号の一に該当する者は、2年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処する。
　四　第143条又は第144条の規定に違反して文書図画を掲示した者
　五の二　第147条の規定による撤去の処分（同条第一号、第二号又は第五号に該当する文書図画に　　係るものに限る。）に従わなかった者